

# 奈良時代における浮浪について

直木孝次郎

【梗概】 日本古代の律令制においては、本籍の地を離れて他國にある者を浮浪又は逃亡と稱した。この兩者の差は、政府に課役を納めるか否かにあつたと思われる。浮浪逃亡の出現の原因が當時の農民の生活の逼迫にあることは言ひまでもないが、浮浪逃亡の中には移住によつて生活の窮乏を打開しようとして、計画的積極的に他郷に出たものも少なからず含まれていた。原因は何れにせよ、結果から言えば、彼等が結局どこかの地に定着して再び農耕の生活に入つたことは疑えない。定着、それは即ち一種の移住であるが、地方の莊園領主或は管理者又は地主・富農の庇護の下にはいることによつて可能となつたと考えられる。その場合、保護者と浮浪逃亡との間に結ばれた生産關係はどのようなものであつたか。それは浮浪逃亡がある程度の獨立性を維持することのできた小作關係を主とするものであつたであらう。

浮浪という語は、奈良時代から平安時代初期へかけの所謂律令時代の文献に屢使用せられている。一に浪人とも言ひ、本籍の地を離れて他郷他國に在る者を意味する言葉であることは言うまでもない。この語は又逃亡とならべ稱さ

れ、浮逃と熟して用いられることもあり、後には兩者同意義に使用されることもあるが、本来區別があつたことは、令集解戸令絶貫條の古記説に、他國に在つても課役を全出する者を浮浪、他國に在つて課役を出さない者を逃亡と稱するとある通りであらう。捕亡律の非亡浮浪他所條に「亡に非ずして他所に浮浪する者は、十日に笞、十、二十日に一等を加ふ。罪は杖一百に止む。(中略)賦役を闕かば各々

亡法に依る」とあるが、亡とは逃亡の意であろうから、浮浪と逃亡の差が課役を果すか果さないかにあつたことがわかる。浮浪より調庸を輸さしめるべきことについては、續紀以下の國史及び類聚三代格等に頻々その記事が見えるが、かの延暦十六年八月三日の太政官符に「宜しく國宰郡司をして見口を勘計し、毎年、浮浪帳に附して、全く調庸を徴さしむべし」とあるように、調庸を徴する寧帳として浮浪帳<sup>③</sup>というものを作り、これに浮浪を登録して課催したものと思われる。天平八年二月二十五日の勅に、浮浪を當所に編付（戸籍に附貫すること）せず、「直ちに名簿に録して、調庸を輸させる」ことを命じているが、ここに言う名簿が浮浪帳の起源であろう。延喜式卷二十四、主計上には、全國より輸する調庸の種別が國毎に記載されているが、飛彈、信濃、長門、紀伊の四ヶ國では特に浮浪人に對する調庸の種目が擧げられている。この四ヶ國においてのみ浮浪人に調庸が課されていたのではなく、他の國々では一般公民と同等の調庸が課されていたために記載を省いたものと解すべきであろう。律令制の時代を通じて、浪人に

課役を課すという原則は少くとも實施が期待されていたことは認められるべきである。

しかし、戸籍や計帳などでさへ虚偽が行われ正確が期し難かつた奈良時代後期以後においては、浮浪帳によつて浮浪の調庸が完全に徴集されたとは到底考えられない所であつて、浮浪と逃亡の區別は次第に薄れて行つたであろう。

三代實錄元慶五年三月十四日の條や、延長二年八月七日の日附を有する東寺傳法供家牒案に見える帳外浪人は、浮浪帳に登録されていない浪人の意であるから、逃亡と實質的には何等異ならない者であつたかと思われる。

この浮浪及び逃亡が律令制の矛盾の表れであることは、何人の目にも明らかな所であろう。従つて從來の研究も、律令體制の崩壞、及び次に來るべき莊園制成立との關係に重點をおいて進められて來た。研究方法としては、正しい方向といふべきで、私も一般論としては同じ線に沿つて考えているのであるが、從來の研究にはやゝ物足りなく感ぜられる點がないでもない。それは浮浪の發生について、多くの論者が律令制の重壓の爲に農民の生活が破壊され、止む

を得ざる結果として浮浪が現われたという見方を取つてゐることについてである。勿論、律令制の重壓が規定的なものと作用することに異論はないが、私見によれば、浮浪は常に律令制下の敗殘者としてのみ、即ち流浪の民としてのみ現われると理解すべきではなく、その中には多分に移住者として自ら進んで原籍の地を離れる者があつたらうかと思われるのである。換言すれば、律令制に壓倒された者としてではなく、むしろ律令制を克服する者としての浮浪である。<sup>⑦</sup> 浮浪という語から受ける現代的な感じを拭い去つて、別には主體性を失つていない浮浪のあつたことに注意して、その意義・性格を見直すべきであらうと考える。

かくの如く浮浪における移住の意義を重視するならば、當然浮浪の定着のしかたについても従來とはやゝ異なつた見解が生れて来る。すでに論じ盡されているように、<sup>⑧</sup> 彼等の大部分は地方の有力者・富農や莊園の下に身を寄せたのであろうが、有力者や在地の莊園管理者との關係に見直すべき點があるように思われるのである。以下節を改めてこ

奈良時代における浮浪について(直木)

れらの問題に對する私見を奈良時代を中心として略述しようと思ふ。

註①浮浪の課役が公民と大差のないものであつたことは、赤松俊

秀氏稿「律令時代の農民層の負擔に就いて」(史潮七の四)

參照。川上多助氏はむしろ浪人の方が重かつたとされる。同

氏著「日本古代社會史の研究」所收「王朝時代の浪人に就い

て」參照。

②類聚三代格、卷八、調庸條。

③政治要略、卷五七、交替雜事條に「私家大帳枝文、目錄帳

郷戸帳 浮浪人帳、中男帳 隱首帳 雜色人帳 高年帳 老

丁帳 廢疾帳 學生帳 逃亡帳 神戶帳 多男父帳 中男殘

疾帳 死亡帳(下略)」とあつて、浮浪帳の外に逃亡帳とい

うものもあつたことがわかる。しかし浮浪帳が中男帳の前に

置かれ、逃亡帳が廢疾帳より後にあることから考えても、浮

浪は課役を徴され、逃亡は徴されなかつたことが知られる。

④類聚三代格、卷十二、隱首括出浪人事條

⑤東寺百合文書、せ。竹内理三氏編、「平安遺文」卷一、三二

八頁

⑥主なものとしては、三浦周行博士著「國史上の社會問題」、

澁川政次郎博士著「律令時代の農民生活」後編第一章、北山茂夫氏著「奈良朝の政治と民衆」所收「奈良時代の農民問題」、川上多助氏前掲書など。

⑦赤松俊秀氏は、「單に課役を免れんがために名義的の浮浪が」すでに資龜延暦頃から行われていたことを指摘しておられる（同氏前掲稿）。

⑧浮浪の定着のしかたについては、註⑥以外には小野武夫博士著「日本庄園制史論」第一編第二章などがある。

## 二

浮浪の中に移住者が含まれている事を前述したのであるが、そう考え得る理由を律令の規定とその後の史書に見える歴史事象と計帳の記載との三方面から論述してみよう。

律令の制においては、移住は原則として禁ぜられ、たゞ口分田の足りない地（狭郷）から餘裕のある地（寛郷）へ移ることだけが許されていた（戸令居狭條）。しかしこの場合でも「戸狭郷に居て、寛に遷り就かんと樂（樂）へる有らば、國

の境を出でずば、本郡に申牒し、當國處分せよ。若し國の境を出ずれば、官に申して報を待て。（下略）」（居狭條）とある通り面倒な手続きが必要とされて居るだけでなく、義解の解釋に「謂ふところは、既に戸といふ、即ち明かに戸口は遷るを聽すべからざるなり」と言つているように、全戸を舉げて移住することが許されているだけで、戸口の移住は許されなかつたのである。全戸を舉げて移住するようなことは、水田農業がある程度の發達を遂げている奈良時代では殆んど考えられないから、折角の居狭條の規定も、現實に存する移住の要求に對しては殆ど、解決をもたさなかつた。移住を希望する戸口だけで新たに一戸を立て、然る後にこの條の規定によつて移住を願ひ出る法が考えられるかも知れないが、祖父母父母が存命の間に別籍異財した子孫は徒二年を科す、という戸婚律子孫別籍異財條の規定に抵觸する場合が多いであろうし、又假りに一戸を分立することができたとしても、移ることのできる寛郷がどれだけあつたかは疑わしい。要するに居狭條は實行不能な紙上の規定に過ぎないのではないかと想像されるのである。

しかしその爲に移住が行われなかつたとは考えられない。むしろ奈良時代においては人口増加に伴う移住の必要は特に強かつたとさえ考えられるのであるから、生活するために何等かの形で移住が實行された筈である。合法的な移住が困難であるならば、非合法の手段によつても決行せざるを得ない。しかし必ずしも非合法の手段によらずとも移住の行われ得たことは例えば天平六年八月二十日の出雲國計會帳に

廿六日(天平六年五月) 移從因幡國送來移貳紙 並割附伯姓狀

(中略)

三日(天平六年七月) 移因幡國遞送移文貳道 一除附伯姓狀

とある如く本籍の移動の行われていたことから推測でき<sup>②</sup>る。この計會帳の場合の戸籍の除附がどのような理由で行われたかは判らないが、このように戸籍の移動(従つて移住の公認)を獲得する一つの手段として、浮浪及び逃亡による方法が考えられるのである。

浮浪逃亡については、前節に擧げた捕亡律、非亡浮浪他所

奈良時代における浮浪について(直木)

條の外にも、浮浪一人を容止した里長は笞三十に處すという條文(捕亡律、部内容止他界逃亡浮浪者條)や、「戸を脱すれば、家長は徒三年」「脱口及び年狀を増減し、以て課役を免るれば、一口は徒一年、二口に一等を加ふ。罪は徒三年に止む」とする戸婚律、脱戸條の規定があり、逃げた者も逃がした者もかくまつた者も皆處罰される定めである。また戸が逃走した場合には五保をして追訪せしめ、(戸令戸逃走條)、戸内の口が逃げた場合は同戸をして追訪せしめる(戸令戸逃走條古記説)、というような注意も拂われ、平安初期の明法家は五保の制の目的の一つは浮浪を防ぐにあるとして(戸令五家條穴説)位である<sup>③</sup>。

このように律令の制は浮浪逃亡を嚴禁し、防止に萬全の策を講じて努力しているのであるが、それにも拘らず戸令、絶貫條では

凡浮浪絶貫、及家人奴婢、被放爲良、若訴良得免者、並於所在附貫、若欲還本屬者聽。

と定めて、一旦浮浪逃亡した者に對しては強いてこれに本籍地に歸ることを強要せず、落着いた先きで再び戸籍に入

ることを認めている。一見先きの浮浪の禁止と矛盾した規定のようであるが、律令の制の目指す所は課役の確保にあるのであるから、當然のことと言えよう。即ちもとの本籍地に居る居ないは實は問題とならないのであつて、課役さえ納入すれば浮浪も逃亡もそのまゝ容認されたものと思われる。この場合、口分田に餘裕のある間は絶貫條の規定通り戸籍に貫して田を給し、餘裕がなくなるにつれて、前掲天平八年二月の勅や延暦十六年八月の太政官符に見える如く、浮浪帳に登録するに止めて口分田を給さず、相變らず浮浪の名を以て呼んだものと思う。この手続きを踏みさえすれば浮浪逃亡は公認され、移住は合法化されるのである。奈良時代における移住の問題はこうした浮浪逃亡によつて解決されつつあつたのであろう。結果から言えば、戸令絶貫條は人口問題を緩和する一つの抜け道であつた。

私は以上のように考えて、奈良時代の浮浪は單なる逃散流浪の民ばかりではなく、計畫的主體的な移住者が相當數含まれていたと見たいのである。書紀續紀以下の史料によつて、この推測の當否を檢討してみよう。

和銅以前では浮浪に關する記録は、日本書紀天智九年二月の條に「戸籍を造り、盜賊と浮浪とを斷つ」とあるのを初見とし、同紀天武六年九月の條、持統三年八月の條等に見えているが、浮浪の附貫移住を許したと思われる記事はない。けれども奈良時代に入ると、靈龜元年五月一日に諸國の朝集使に下した勅に「天下の百姓、多く本貫に背き他郷に流宕し、課役を規避す。その浮浪逗留して三月以上を経たる者は、即ち土斷して調庸を輸しむること當國の法に隨へ」（續紀）とあつて、浮浪を土着せしめたことがわかる。土斷の意義は右の文面からは明確でないが、恐らく新たに戸籍を作つて附貫したのではなく、後の浮浪帳に類する制度が設けられたのではないかと思う。但し京戸の人が畿外に流宕した場合には、その地に附貫せられたことが靈龜元年八月二十五日の條に見えている。次に養老三年の格式において、「他郷に流離せる者のうち留まることを願ふ者は當處に編附し、還らんことを願ふ者は綱を差して遞送せよ。」と定められたことが、續紀の寶龜十一年十月二十六日條の勅に見え、同様の趣旨は養老五年四月二十七日の格<sup>⑤</sup>に受け

つがれ、天平八年二月二十五日に至つて、當處に編附することを停めて名籍を録し、當處に苦使せよと命ぜられていゝる（類聚三代格卷十二）。先きに擧げた天平六年の出雲國計會帳の例は、養老三年又は五年の格によつて、留を願うた浮浪者を新たに編附する際のものであるかも知れない。

これらの記録は、戸令絶貫條の規定が實施され、浮浪の定住が公認されていたことを示しているが、これらの浮浪の中に果して計画的な移住者がいたかどうかを語りはしない。この點を明らかにするためには、我々は更に他の史料即ち計帳に目を轉じなければならぬ。

註①この原文は次の通りである。「謂既云戸、即明戸口者、不可聽遷也。」讀み方に多少疑義があるかも知れないが、同じ條の集解に見える穴説（問、戸内一人有遷貫者、不聽哉、答、不聽也）や朱説及び義解の賦役令人在狹郷條を參照すれば、意味は私に本文において考えた如きものであることは明かである。

②寧樂遺文、上、三三四頁

③浮浪人が捕えられ送還されたことは、前出天平六年の出雲國計會帳に實例が見えている。

奈良時代における浮浪について（直木）

④京或いは畿内より畿外の地の方が課役が重いので、京畿内より畿外へ出ることにはこの後も屢々容認されている。

⑤この格は類聚三代格卷十二の天平八年二月二十五日の勅及び同書卷十七の弘仁二年八月十一日の太政官符に録せられている。

三

計帳は戸籍と異なつて、戸口の移動を註し、本籍の地に居住せず他國にある者については現住の地を註記し、中には「逃」と記入する場合もあるので、浮浪逃亡について考察するには甚だよい參考となるのである。天平五年と考えられている山背國愛宕郡の計帳（以下愛宕郡計帳と略稱）より一例を擧げると左の如くである。<sup>⑥</sup>

戸主錦部直禰麻呂

（中略）

今年計帳定見良口大小捌人

男四  
女四

不課口伍人

男壹人 耆老

女肆人

課口參人

見輸參人 正丁

輸調

戶主彌麻呂年陸拾捌歲 耆老 越前國

妻秦小宅豐賣、年陸拾漆歲、耆女 隨夫

男錦部直廣麻呂、年肆拾歲、正丁 左頼黑子

男錦部直多麻呂、年參拾貳歲、正丁

女錦部直刀自賣、年參拾貳歲、丁女

女錦部直古刀自賣、年參拾壹歲、丁女 上件三人

和銅五年逃越前國

孫女錦部直長嶋女、年玖歲、小女 廣万呂女

物部千代、年肆拾壹歲、正丁 越前國

戶主以下八人の戸口のうち、長男とその娘の二人を除いた六人までが越前國に居り、その中三人だけが逃と註されている。この逃が逃亡の意か、浮浪逃亡を併せた浮逃を略したものかについて、まず考えておく。同じく他國にありな

がらある者は逃と記されある者は記されていないのはこの計帳だけでなく、神龜三年の山背國愛宕郡雲上里雲下里の計帳にも見られる所である。これは單なる誤脱や省略から來るものではない。なぜなら、この計帳に見るように、逃と記される場合は、逃げた先の國郡名は註されないこともあるが、逃げた年月は記入され、逃と記されていない場合は現住の國郡名が記入されるだけで、年月は註されていないという書記法が、他の計帳にも原則的には行われており、逃と單に他國に在る者との差が十分に意識されていることがわかるからである。同じく他國にありながらこのように書きわけられているのは、逃とそうでない者とが租稅徵收の上で差違が存したからであると考えるべきではあるまいか。こゝで想起されるのは、浮浪と逃亡の差が課役に關する差違に存するという事實である（第一節參照）。この兩者を考へ併せると、逃と記されているのは逃亡、記されていないのは浮浪であるという解釋に到着する。

この考え方に立つて、浮浪及び逃亡と見做し得る者を計帳について見てゆくと、先ず第一に氣附くのは、浮浪逃亡



が單獨でなされることもあるが、家族數人がまとまつて浮逃している場合が可なり多いことである。先きに掲げた錦部直彌麻呂の戸は著しい例であるが、それと同じ愛宕郡計帳でいうと、川造石弓の戸では戸口三人が越前に逃げ、秦人廣幡眞君の戸では、まず和銅三年に戸口二人が越前に逃げ、その後を追う如く和銅五年に三人の戸口が同じく越前に逃けている。二人づつ浮逃している例は外に三例みられる。雲上雲下里計帳では、出雲臣眞足の戸口九人が築紫へ浮浪しているのを始めとして、二人乃至四人のグループで浮逃している例は、奴婢を除いて七例以上見られる。

天平五年の右京計帳に見える秦小宅牧床の戸では、戸主の弟妹三人が養老七年八月に、妹三人もまた同年に逃亡している。行く先きは判らないが、多分六人とも同じ所へ、少くとも三人づつグループをなして逃亡したものと考えられる。このような家族を伴つての逃走は、何等の目算もなしに實行できるものではあるまい。これらの中には、無計画な逃散ではなくて、計画的な移住を企てたものが多かつたと考えてよいのではあるまいか。

奈良時代における浮浪について（直木）

次に、特に愛宕郡計帳に見られる特徴であるが、浮浪逃亡の行く先きのほゞ一定していることである。愛宕郡計帳の現存部分には斷簡を併せて二十七の郷戸が見られ、浮浪逃亡は全部で一八グループ三一人が記載されている。行く先きのわかっている者はこの中で一四グループ二六人であるが、越前國へ行つてゐる者は八グループ一七人に及び、人數にしてその六割五分を占めている。同一の郷内でこのようなことが偶然に起つたとは考えられない。言い傳え聞き傳え、或いは先きに浮逃した者を頼りとして、越前國へ志す者が次々と出たと想像されるのである。しかも越前へ行つた八グループのうち五グループまでが家族を伴つてゐる。このような浮浪逃亡はやはり一定の計画の下になされた移住と考えるべきではあるまいか。雲上雲下里計帳ではこのような一定地域への集中は見られないが、筑紫への一人三人を除くと、播磨七人、遠江四人、近江越中各三人、越後因幡丹波各二人、尾張武藏攝津讚岐紀伊大和各一人という状況（奴婢は含まず）で、山城に近い近畿周邊の國々を主としてゐる點、ある程度の計画性があつたことが想像でき

る。

第三に注意されるのは、これらの浮浪逃亡の出た戸が必ずしも生活困窮者の戸ばかりとは思われないことである。浮浪と目せられる在外者九人と逃亡四人（外に奴婢の逃亡七人）を出している雲上里の出雲臣眞足の戸は、戸主が従八位下勳十二等の位階を持つている外に、戸主の弟の一人は従八位下勳十二等、一人は少初位上授刀舎人、一人は少初位上右兵衛に任ぜられていて、かなり有力な豪家であつたことがわかる。正六位下の位を有する出雲臣大島の戸でも、一つの房戸からは三人の浮浪、もう一つの房戸（房戸主は勳十等の位を持つ）からは二人の逃亡を出している（外に奴婢の逃亡二一）。雲下里でも戸主が少初位上、その二男が太政大臣家位分資人である出雲臣廣足の戸から、七人の逃亡と三人の浮浪が出ている。愛宕郡計帳の中にも、戸主秦小邇が大初位下の位を有する戸から逃亡一人を出している。以上は主なものを挙げたのであつて、なおこの外にも、戸主又は家族中に官位を有する者のある戸や奴婢を有する戸などの有力な家から、浮浪逃亡を出している場合が

數例見られる。

右の事實は奈良時代の浮浪逃亡は常に社會の最下層からのみ發生するのではなく、地方においては中流以上の層からも發生しつゝあつたことを示している。このことは我々に多くの問題を考えさせるが、當面の問題に限つていえば、奈良時代の浮浪逃亡は、現在の我々が浮浪の語から直ちに想像するような、夜逃げ逃散の類の如く生活の窮迫乃至破壊から直接でてくるものの外に、生活の窮迫が原因をなすことは異りはないとしても、もう少し餘裕のある形態を取る場合がある程度はあつたことを思わせる。浮浪逃亡——本籍の地を離れて他國へ行くこと——の餘裕のある形態というのは、計兩性のある移民に外ならない。奈良時代の文獻に見える浮浪逃亡の中には計兩的な移住者が含まれているとは、これからも考えられるであろう。

以上各方面から論じて來たように、奈良時代においては移住は浮浪逃亡の形を借りて實際に行われていたと考へる。文獻の上に直接移住を語る史料が少ないのは、律令制が移住を移住としては公認せず、律令官人の語彙には移住

の語がなかつたからであるに過ぎない。

註①寧樂遺文、上、一七二頁。

②本文で挙げた外に、出雲臣大嶋の戸（寧樂遺文、上、一四八—一四九頁）において

女出雲臣松葉賣、年肆拾參歲、丁女 隨夫筑紫國

女出雲臣國守賣、年貳拾貳歲、丁女 隨夫筑紫國

女出雲臣家守賣、年貳拾歲、少女 隨夫筑紫國

とあるのも、夫が大宰府の官人か何かで筑紫に居るのに随つていられるかも知れないが、夫と共に筑紫へ浮浪して出たとも考えられる。

③寧樂遺文、上、一三八頁。

④林屋辰三郎氏稿「院政政權の歴史的評價」（歴史學研究、一四九號）四頁参照。但し雲上雲下里から越前へ浮浪している者はいない。

⑤⑥⑦⑧それぞれ寧樂遺文、上、一四五—一四七、一四八—一四九、一五六—一五八、一八三—一八四頁。

#### 四

奈良時代における浮浪について（直木）

前二節において奈良時代の文獻に見える浮浪逃亡の中には、移住者と考えられるものが相當數含まれていることを論じたのであるが、それ以外の、即ち始めから移住を目的として浮浪逃亡となつたのではない偶發的受動的な浮浪逃亡者も、結局は何れかの地に落着いて定住生活に入つたに違いない。水田農業の社會においては、流浪の民というのは例外的にしか存在し得ないからである。従つて浮浪逃亡は、發生的には、(A) 自發的計画的にいけば自ら進んでなつたものと、(B) 受動的偶發的にいけば止むを得ずなつたものとの二種があるが、結果から見れば、この二つは何れも移住の二つの形態に過ぎず、結局その點では同じ性格を持つものと考えてよいと思う。浮浪に關する從來の研究の多くは、浮浪の發生の面、それも上述の(B)型の發生に集中されていた感があるが、浮浪に移住者という性格があることが認められるなら、落着いた先きでの生活の形態の考察もまた、浮浪逃亡の本質を解明する上に、發生の事情の研究に劣らぬ重要な意義を有すると言ふことができよう。勿論この面についても、すでに先學のすぐれた研究が

あることは言うまでもなく、私の以下に述べる所も、それらの業績を多く出るものではないことを断つておかねばならぬ。

普通に、浮浪は莊園に流入して莊民となつたといふことがよく言われる。莊園と浮浪とが關係の深いことは誤りがないが、我が國の莊園はヨーロッパのそれのように一定の地域を區劃して構成されているのではないから、莊園領主又は在地の管理者と具體的にどのような關係を結んでいたかは、莊園に流入したと言つただけでは解決がつかないこととて、再考を必要とする。また、奈良時代はまだ莊園の廣汎な發生を見ない時代であるから、莊園と關係の生じた浮浪は少くはないであらうが、すでに指摘されているように、地方の富農層の下に身を寄せたものも多かつたと思われる。しかし、この場合でも、具體的にどのような形で隸屬していたかは問題である。

一體、浮浪逃亡も田畠を耕作して生活の資を得ていたに違いない。彼等はどこから耕すべき地を手に入れたであろうか。移住先の地で再び戸籍に編附されたものは口分田

を班給されるであらうが、浮浪者の戸籍再編が次第に行われなくなつた事は、前述の天平八年二月の勅や延暦四年六月二十四日の太政官符によつて知られる。延暦十六年四月や大同元年八月の太政官符等も編附の實施を命じているがどこまで勵行されたかは疑問である。戸籍再編の場合を除外して考えると、逃亡は勿論、課役を全出して浮浪帳に登録せられている浮浪も、移住先の地では口分田を有していないから、生活を維持するためには、自ら土地を開墾するか、乗田その他の政府の地子田を賃租するか、又は他人の所有地を借耕するかの三方法しかなかつた筈である。しかし、開墾には相當の資力と年月を必要とするし、奈良時代の政府の地子田は浮浪の生活を支え得るほど多くはなかつたろうから、恐らく大多數の浮浪逃亡者は、莊園或いは富農の土地を耕作し、一部は官の地子田を賃租し、餘力のある者だけがその傍ら開墾に當つたものと考えべきであろう。浮浪逃亡が莊園や富農層の下に身を寄せるといふのは、具體的にはこのような形であつたろう。しかしなお問題が残る。いうまでもなく、莊園領主、管理人或いは富農層が

土地を耕作させる形が、直接經營であつたか小作經營であつたか、即ち浮浪は土地所有者の下に全的に隸屬していたか、ある程度の獨立を認められていた關係にあつたかという問題である。

直接の證據となる史料は少ないが、奈良時代後期以後平安初期にかけて、浮浪逃亡の増加とほぼ平行して賃租田、地子田の増加の現象が見られる所から、私は小作經營の形態が中心をなしていたのではないかと考える。又先きに少し觸れたように、靈龜元年五月一日の勅を初めとして、天平八年二月二十五日、同年四月七日、延暦四年十二月九日、同十六年八月三日等の太政官符など、浮浪から調庸を輸さしめることが屢々命ぜられており、浮浪帳の行われたことや、日本後紀延暦二十四年十二月八日の條に「淡路國の浪人の今年の調庸を免す」とある記事や、「應陸奥浮浪人調庸准士人<sup>一</sup>輸<sup>二</sup>狭布<sup>上</sup>事」という大同五年二月の太政官符、「應浮浪人水旱不熟之年准平民<sup>一</sup>免<sup>二</sup>調庸<sup>上</sup>事」という弘仁二年八月の太政官符、また前述の延喜式卷二十四主計上の規定などによつて、浮浪の調庸が實際に徴收されていた

ことがわかるが、そのようなことが出来たことは、彼等がある程度經濟的に獨立した状態にあつたことを證するものではないであらうか。この點からも私は小作形態が中心をなしていたと考えたい。(浮浪の調庸は實際はその主人が輸したのであつて、浮浪は依然主人に全的に隸屬していたとすることも考えられようが、それならば、上掲の勅や符においてもうすこし浮浪の主人のことが問題にされるべきではなからうか。莊園關係及び弘仁二年八月の太政官符以外では殆んど問題とされてない。やはり浮浪は主人から一應獨立していたと思われる。)富農や莊園管理者の直接經營の下にあるのであれば、一般的にはその地位は勞働奴隸か中世の在家下人に類した非常に低いものになりがちであるから、調庸の徴收に應ずることは不可能であらうし、政府もまたそのような下級隸屬民に對しては、右に見た如く執拗に調庸の催促をすることもなかつたと思ふのである。

以上の外に、私が富農層に隸屬する浮浪が小作形態を取ると考えるもう一つの資料は、延喜式卷二十七主稅條に見える青苗簿の書式に關する次の記載である。

某國司解申進「某年青苗簿帳」事

合國內雜田若干（中略）

某郡雜田若干（中略）

某郷戸主姓名戸田若干

賣口分田若干

某里某坪

買入姓名

見營田若干

租田若干

口分田若干

某里某坪

毎色可録

買田若干

口分田若干

某里某坪

姓名戸田

毎色可録

地子田若干 田品可録

乘田若干

某里某坪

毎色可録

浪人姓名營田若干

口分田若干

某里某坪

姓名戸田

毎色可録

地子田若干 田品可録

乘田若干

某里某坪

毎色可録

以前具<sub>レ</sub>狀如<sub>レ</sub>右、仍附<sub>二</sub>天帳使官位姓名<sub>一</sub>言上如<sub>レ</sub>件、謹解

こゝに言う賣ならびに買は一年限りの賃租（小作）の意と解すべきであろう。そうすれば、戸籍に附貫されている戸（郷戸）にあつては、自己の口分田と公の地子田を耕作していた外に、他の郷戸の口分田を賃租し、或いは自己の口分田の一部を賃租に出すという經營方式を行つていたことが、この書式からわかる。浪人（浮浪）も同様に口分田と

地子田とを經營していたことが示されているが、浪人は口分田を班給されない筈であるから、この書式に見える口分田は、他の郷戸が賃租に出したものを小作していると考へねばならない。そのことは、「口分田若干」の一行において次の行に「姓名戸田」とあつて、恐らく當の口分田を小作に出した持主の名とおぼしきものが記されていることによつて、裏書きされる。この點から有力富農と浮浪との間に結ばれた關係は小作關係であろうと考へるのである。

しかしこの史料の解釋については、なお論じなければならぬことが多く残つてゐる。第一に、このような公的な史料から實際の生産關係を推定して誤りはないか、という疑問である。もつとも疑問であるが、我々が先程から問題にしているのは、直接經營か小作經營かということである。調庸徴收の場合にも考へたことであるが、若し浪人が直接經營の下に驅使されるようななじみな存在であるならば、政府が田租の獨立した擔當者として認めることはあり得ない（青苗簿は田租徴收の臺帳である）。浮浪を小作者とする私の考へにとつては、この史料が公的なものであることは

かえつて有利であると言えよう。令集解田令田長條の穴説も「問ふ、租は何人出すや。答、佃人出すのみ。賣進の田主は出さざるなり」と言つて、田租を出すものが小作者であることを述べている。

但し、小作者は田主に對して常に隸屬者であることを意味しないのは勿論である。例えば、有力な浪人が強制的に郷戸の口分田を譲りうけて耕作していたことも考へることができる。確かに平安時代には一般公民を凌駕する有力な浮浪があらわれたことは、日本後紀以下の國史に見る通りであろう。しかしそのような浮浪が存在した證據は、延喜以前ではそれ程顯著ではないし、殊に奈良時代には極めて稀であるから、やはりこゝに見える浪人は郷戸主の庇護下にあつたものと認めて差支ないであろう。

これと關聯して問題となるのは、青苗簿のこの書式が何時から始められたかということである。確實なことは判らないが、養老元年五月二十二日すでに青苗簿の式が諸國に頒たれ、同年八月十日には「自今以後、納租之事は、青苗簿に依り手實を進めしめよ」との格が出されている。その

後弘仁十年五月十六日<sup>②</sup>及び承和九年六月九日<sup>③</sup>の太政官符において、青苗簿勘作の勵行が命ぜられているが、青苗簿式の改訂については言及していない所から見ると、延喜式に見える青苗簿の書式は、大體奈良時代のそれを踏襲したものと考えてよいのではなからうか。そうすれば延喜式の青苗簿式から奈良時代の浮浪を考えようとしたことは是認されるべきであろう。

浮浪が小作形態を取つたということが以上の所論で一應認められたにしても、それが直ちに封建關係の成立を意味するものでないことは、言うまでもあるまい。小作制は封建制の一前提をなすものであろうが、奈良朝の浪人は封建制に到る前には幾多苦難の道を歩まなければならなかつた。先きにも少し觸れた通り、時代が下るにつれて「土民浪人を問はず<sup>④</sup>」というように一般公民と同等の地位を認められたり、「前司浪人を論ぜず<sup>⑤</sup>」とされて前司と肩を並べる有力者と認められるようになつたりもしたが、奈良時代から平安初期へかけては、保護者に對する浮浪の隸屬度は概してかなり強度のものであつた。今詳論する暇はない

が、奈良時代では浮浪に對して「驅使、或いは驅」という言葉が使われ、平安時代では莊園關係の文書その他で「浪人を寄す<sup>⑥</sup>」という表現が用いられていることはその一證である。先きに挙げた「應浮浪人水旱不熟之年准平民免調庸上事」という弘仁二年八月の太政官符の最後の方に、「但し人の寄住は、各々その主あり。宜しくその主戸の損を勸してこれを免すべし」と言つているのも、主家に對する浮浪の隸屬度の強かつたことを物語つてゐる。このことは取りも直さず浮浪の社會的地位の低かつたこと——引いて封建關係の未成熟——に外ならない。次節においては、以上に述べて來た浮浪の存在形態の具體的な例を、奈良時代の文書の上から考察して拙文を終らうと思ふ。

註①第一節の註⑥参照。

②初期莊園における浪人の役割を過大に評價すべきでないことについては、赤松俊秀氏稿「公營田を通じて觀たる初期莊園

制の構造に就いて」（歴史學研究、七の五）

③小野武夫博士著「日本莊園制史論」参照。

④類聚三代格、卷十二、隱首括出浪人事條。



⑤類聚三代格、卷十二、隱首括出浪人條、齊衡二、六、二五官符。

⑥類聚三代格卷十二、隱首括出浪人條。

⑦奈良末期から平安初期へかけての地子田の増加については宮

城榮昌氏稿「房戸口分田の穫稻數量について」(史朝四三

號)赤松氏前掲稿參照。小作形態が初期莊園の基本的な經營

法であつたことについては、赤松氏前掲稿及び田井敬吾氏稿

「莊園發達過程の一考察」(史林二二の四)參照。

⑧續日本紀

⑨類聚三代格、卷十七、獨免事條、弘仁二、八、一一官符。

⑩⑪⑫類聚三代格、卷八、調庸事條。

⑬類聚三代格、卷十七、獨免事條。續日本紀

⑭類聚三代格、卷十二、諸使並公文事條、承和九、六、九官符

⑮(右)に同じ。

⑯宮城榮昌氏は前掲稿において「延喜式の個々の條文成立の時  
期と理由とを刻明に追求する必要がある」ことを論じておら  
れる。

⑰續日本紀延暦九、一〇、二一、日本後紀延暦三三、一一、二三

三代實錄元慶五、二、八。

⑱三代實錄元慶三、五、一四。

奈良時代における浮浪について(直木)

⑲例えば續日本紀和銅三、一〇、一四、同養老一、五、一七、  
日本靈異記、下、第十四話。

⑳例えば、承和八、二、一一の日附を有する某家政所告狀案

(平安遺文卷一、六〇頁)、三代實錄元慶五、三、一四。

追記、本稿執筆後に門脇禎二氏「古代畿内村落の崩壊過程」(歴評、

五一年、四月)が出た。三節及び本節と連關して併讀されたい。

## 五

私が取上げたいと思うのは、東大寺奴婢帳<sup>①</sup>中に見える大  
宅朝臣可是麻呂の貢賤關係の文書、特に茨田久比麻呂解<sup>②</sup>で  
ある。今、久比麻呂解の全文を左に掲げる。

伊郡人夫茨田久比麻呂解 中大宅朝臣加是麻呂

與久比麻呂爭良人賤

拾捌人 見寺侍十七人

山背カ 忌寸族登頭足

山 背忌寸族三嶋賣

山背忌寸族刀自賣 女千繩、帳不除

輕部造伊與志

輕部造眞屋足賣 男安居曆 女毛知賣 女多比賣  
已上三人 帳不除

茨田奈比賣 男麻呂、帳不除

茨田刀自賣 男椽人 男大奈麻呂 男淨麻呂 女稻刀自  
賣已上、五人帳不除

以前人夫、祖父祖母籍、自康午年始五七七比籍明淨良  
人所貫、仍患歎狀錄、恐々謹以申

天平勝寶三年三月十日

茨田久比麻呂

遊部足得

茨田石男

茨田大垣

このような解が出されるに至つた所以を奴婢帳の他の文  
書に據つて簡單に説明すると次の通りである。大宅朝臣可  
是麻呂（加是麻呂）の父と思われる従五位下大宅朝臣廣麻  
呂という人が、右の解に見える登與足（豊足）、三嶋賣、刀  
自賣を含む四十六人の者が自分の奴婢であることを政府に  
訴え、養老七年五月に廣麻呂の主張通り認められた。しか

しこれら四十六人の者はすでに廣麻呂の手を離れて地方に  
居たらしく、ようやく十七年を経て天平十二年八月可是麻  
呂の代になつて籍が可是麻呂の戸に移されることになる  
が、それは書類の上のことに過ぎず、實際には右京、山  
背、攝津等の各地に住み着いていたようである。この状態  
はその後も續き、天平勝寶元年十一月に可是麻呂はこれら  
の者を奴婢として東大寺に貢進しているが、名簿を進めた  
だけの事であつたらしい（この時の人数は總計六一人になつて  
いる。増加した分の多くは、恐らく天平十二年以降に生益した者で  
あろう）。その事は、天平勝寶二年以降に東大寺が自ら舍人  
や使を派して可是麻呂の貢進した名簿にある者を捉え來つ  
ていることで明らかである。この久比麻呂の解は、東大寺  
が可是麻呂の貢賤解に基いて官寺の権力を以て登與足以下  
十八人を奴婢として捉えて行つたことに對して、登與足等  
は賤ではなく、良人であると主張し、抗議を申込んだもの  
である。これら十八人は久比麻呂以下の四人と共に、親族  
乃至同族關係にあつたのであろう。

久比麻呂と可是麻呂のどちらの主張が正しいかは、今日

も早や明らかにする術はない。しかし登與足等が可是麻呂の家と何等かの隸屬關係にあつたことは認めてよいのではあるまいか。もし彼等が解に言う如く由緒正しい公民であるならば、その一族であるらしい久比麻呂も署名に際して、何某郷戸主何某、或いはその戸口何某というように記す筈であるし、郷長、その他の副署や保證のあるのが普通である。然るにそれがないのは、やはり彼等が正常な良人ではなく、奴婢であつたかどうかは不明としても、近年において主家の羈絆を脱して主家の力の及ばない地に移住して來たものであることを想像せしめる。即ち彼等は本籍である可是麻呂の下に居住していないという手續上の意味だけではなく、實際上にも浮浪の一種であつたと見做される。このことは登與足以下の十八人に限つたことではなく、可是麻呂の貢進解に見えるそれ以外の者も同様に浮浪に類するものと考えてよいであろう。

これらの浮浪者は移住先に於いてどのような形で土着していたであろうか。多くは天平十三年六月の山背國移に

奴與止麻呂年廿四

奈良時代における浮浪について(直木)

奴與元年十三

右二人、乙訓郡山崎里戸主間人造東人戸口所貫

とあるように、有力な郷戸の内に寄口的な寄寓者として取入れられていたと考えられる。(奴と記されているが同じ移の中で奴とされてゐる豊足が、久比呂解では山背忌寸族を名乗つてゐるように、東人の戸においては、與止麻呂等は奴ではなかつたと考えたい)しかし中には寄口となるだけではなく、郷戸として一戸を構えることを許可された(或いは強制された)ものもあつた。その一つは輕部造弓張の戸である。輕部造弓張は天平十五年九月一日の攝津職移において可是麻呂の奴婢であることが確認されているが、弓張と外四人を連記した次に、「右五人、部内嶋上郡野身郷戸主輕部造弓張、戸口所貫」と記されて居る。奴の弓張と戸主の弓張とが同じ名前であるのは、偶然に一致してゐるのではなく、實際に同一の人物であつたからである。そのことは勝寶二年五月十七日の可是麻呂貢進解において

婢古刀自賣

年十二

奴弓張之女、在攝津國嶋上郡饜味郷戸主  
輕部弓張戸口 天平十二年勅

とあることによつて明らかである。また天平十三年閏三月

七日の右京職移<sup>⑧</sup>において、男女四人と共に可是麻呂の奴とされている足人は、勝寶元年十一月及び翌二年五月の貢賤解を照合して考えると、右京四條四坊の戸主鞠智足人と同じ人間であると思われる。天平十三年六月の山背國司移や勝寶元年の貢賤解に見える奴牛甘と、その戸主である山背國紀伊郡邑薩里の輕部牛甘とが同一人である可能性も大きい。

このように戸主にまで至るものがあるとすれば、他の寄口的な戸口となつた者も、家内奴隸的な隸屬者ではなくて、ある程度の獨立した人格を認められた小作的な隸農の地位にある者が多かつたらうと考えられる。久比麻呂解においても、山背忌寸族を名乗っている登與足以下の三人は、前掲山背國司移等では久世郡那紀里戸主水尾公眞熊の戸口となつている。もしこの三人が水尾公の家内奴隸、或いは戸主乃至房戸主の直接經營の下に使役されるような形の農奴的存在であるならば、東大寺に拘引されたことに對する抗議は戸主の側からなされるべきであらう。然るに現實には抗議は戸主からはなされずに一族の者からなされて

いるのは、戸主とのつながりは案外に淺く、登與足等自身が強固な同族的結合を持つていたこと、即ち彼等が人格的に從屬する隸農ではなく、かなり自立的な性格を持つていたことを語つてゐる。このことは、彼等が天平勝寶二年に東大寺の使に捉えられた時に、登與足と刀自賣及びその女千繩の三人が戸主水尾公の本籍山城國から遠く離れた河内國に住んでいたらしいことによつて裏書されるであらう。以上の諸點からも、土着した浮浪の形態を小作的と見なす私の考えは肯定されるものと思ふ。（久比麻呂解の伊與志以下の十二人のうちで戸主のわかるものは數名あるが、それらの戸主は先きに可是麻呂の奴自身かと考えた輕部牛甘と鞠智足人との二人である）。しかしそれにも拘らず、結局東大寺の奴婢たることを強制せられたことは、彼等の地位が中世の農奴とは異なつて、社會的にも經濟的にも極めて微弱であつたことを示している。

最後に一言付け加えておきたいのは、可是麻呂の貢賤解に出てくる奴婢はすべて何れかの戸に附貫せられていて、可是麻呂の下から逃亡した者が全部地方において戸籍に編

入せられたかのように見えることについてである。確かに一見そのように思われるが、しかし或いは戸籍にはいつた者だけが官に訴えられ、東大寺に貢進されたのかも知れない。久比麻呂解をみると、輕部造伊與志、茨田奈比賣及びその男一人の計三人は、先きの右京職移、山背國司移、攝津職移、貢賤解等に見えない人たちであるに拘らず、可是麻呂の賤とされている。このようなことが起つたのは、多分彼等が養老七年以前には戸籍に貫せられていなかつたので廣麻呂の訴や貢賤解には逸せられており、東大寺から奴婢を捉える舍人が出張して始めて登與足の一類であり、かつて大宅家の隸屬者であることが明かとなつたという事情があつたためではなからうか。この推測が當つておるならば、このようなものが外にいくらかも有り得た筈である。従つて私は貢賤解以下の文書に見られる可是麻呂の奴婢は、戸籍に附貫されたものだけであつて、その外に戸籍を脱したまゝ逃亡の形で地方に土着したものが幾分かはあつたと想像したい。しかし、こゝになお一つ考えねばならぬことは伊與志が山背國移に見える干吉と、奈比賣が同じ

奈良時代における浮浪について（直木）

文書の奈爲賣と同一人物であるかも知れないことである。若しそうであれば、右に記した見解は動搖する譯であるが、一應私見を提出して後考を俟とうと思う。

註①寧樂遺文、下、七四一—七八一頁。

②寧樂遺文、下、七六八—七六九頁。

③武田祐吉博士稿「大宅可是麻呂の貢賤に就いて」（國學院雜誌二九の四）瀧川政次郎博士著「日本奴隸經濟史」第二部所收「東大寺の奴隸」參照。

④奈良時代では久比麻呂解と對比して書式を考察し得るような内容を持つた文書は外にないが、土地賣券や、寶龜二、二、二二の日付を有する某解（寧樂遺文、下、六四三頁）などから、ほぼ本文の如く考えて誤りはないと思つた。

⑤⑥⑦それぞれ寧樂遺文七四二、七四三、七六四頁。

⑧⑨⑩それぞれ寧樂遺文七四一、七四九、七六三—七六四頁。

⑪⑫それぞれ寧樂遺文七四二、七四八—七四九頁。

⑬天平勝寶二年九月五日及び同年十月四日の奴婢見來帳（寧樂遺文、七六五、七六六頁）による。⑭寧樂遺文、下、七四二頁。

附記、右は文部省人文科學研究費による研究の一部である。

（一九五一、二、八）

---

## ENGLISH SUMMARY

---

### HORSE-RIDING IN ANCIENT JAPAN

*Yukio Kobayashi*

Recently the theory has been proposed, and much discussed, that the establishment of the ancient Japanese State was achieved through conquest by a horse-riding race, but this theory seems to contain a chronological difficulty with regard to the birth of the ancient Japanese State. From the archaeological point of view the upper chronological limit of the horse-riding practice in Japan can hardly be placed prior to the 5th century, A.D., and the spread of the practice seems to have been later than the 6th century. Documental evidence from the *Nihon Shoki* also indicates that most of the references to horses in it appear in connection with events happened after the 5th century, and that those mentioned in connection with events happened before the 4th century seem to be doubtful ones. Just as archaeological evidence shows that the horse-equipment and trappings of 5th century Japan belong to the same pattern with those found in South Korea, so trustworthy documental evidence with regard to the horse-riding practice in Japan appears only in connection with Japan's communications with Korea. Horse-riding was introduced for the first time into Japan through contact with continental horse-

riding peoples in Korea where the Japanese had been sending expeditionary forces, and the horse-riding practice in this island country took considerable time to spread. Such a theory as the establishment of the ancient Japanese State by an invading riding people is an utter fallacy.

### "LOAFERS" IN THE NARA PERIOD

*Kojiro Naoki*

In ancient Japan those who lived in other places than their own places of register were called "deserters" or "loafers." The difference between the ordinary people and these "loafers" seems to have been that the latter did not pay taxes or were not subject to *corvées*. Though it is undeniable that difficulties of living caused peasants to run away from their native places, some of them were undoubtedly those who had wanted to improve their living by migrating to better places. They must have settled down, however, somewhere and begun to cultivate new soil. Their settlement and living were made possible only by coming under the protection of manor holders. And relationship between the protector, i.e., manor holder, and the protected, i.e., "loafer," seems to have been a kind of tenancy where the protected was entitled to a certain degree of independence.